

2008年9月19日  
大阪市職員労働組合  
執行委員長 山下 博司

### 組合費チェックオフ廃止条例取消等請求訴訟の提訴にかかる見解

大阪市職員労働組合及び役員・支部代表38名は、本日、大阪地方裁判所へ組合費のチェックオフ廃止条例取消等請求事件を提訴しました。

訴状では、①大阪市条例63号（給与条例の一部を改正する条例＝組合費のチェックオフ廃止条例）の制定及び公布処分が、憲法28条・ILO87号条約・地方公務員法55条に違反し、団結権等を侵害する違法なものであり、その取消を求める、②大阪市条例63号の制定及び公布処分により、団結権等が侵害され無形損害を受けたことから、国家賠償法に基づいて大阪市職員労働組合に対して1千万円・原告組合員に対して50万円の損害賠償を求める、などを主な内容としました。

言うまでもなく組合費のチェックオフ制度は、労働組合の組織運営上不可欠な財政基盤の確立と、憲法28条による労働者の団結権の保障に資するものであり、日本全国の労働組合において定着している制度です。

大阪市においても条例制定以来40年以上にわたって何らの問題も生じることなく組合費のチェックオフが実施されてきました。

ILO結社の自由委員会は、チェックオフの法律による禁止や、チェックオフ継続中に一方的に使用者がこれを中止することはILO87号条約に違反するとしており、組合費のチェックオフの変更や実施には、労使の交渉合意が必要不可欠です。

しかし、今回の組合費のチェックオフ廃止条例は、一切の労使協議を経ることなく、議会が独断で条例を可決し、大阪市長としても再議を行うことなく条例を公布したものです。

この組合費のチェックオフ廃止条例は、大阪市の労働組合の中で、職員団体のみを対象に、組合費のチェックオフを廃止するための条例ですが、労働組合の団結権・団交権に関わるものであることから、将来、公務・民間を問わず全国的な波及が危惧されます。

大阪市職員労働組合としては、もとより訴訟自体が目的ではなく、チェックオフ制度はあくまで労使による主体的な交渉によって結論付けるべき事項であると考えています。しかしながら他に救済制度の無い地方公務員の労働組合であり、行政訴訟の出訴期間が定められている中で、今回の提訴に至ったものです。

大阪市職員労働組合は、引き続き大阪市当局との交渉を行いながら、労働組合の団結権や職員団体の交渉権を守るためにも、毅然として裁判闘争を取組むことを表明いたします。

私たちの取組への労働者・市民の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

以 上